

2022年3月  
No.22-059a(本)※1

## 検査内容変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、別掲の項目につきまして検査内容を変更させていただきますので、取り急ぎご案内する次第です。

誠に勝手ではございますが、事情をご賢察の上、何卒ご了承の程お願い申し上げます。

敬具

### 記

#### ■変更内容

- 別掲の一覧表をご参照下さい。

#### ■変更期日

- 2022年3月31日(木)受付日分より

## ●検査内容変更一覧

頁	項目コード	検査項目名	変更箇所	新	旧	備考
13	1846	亜鉛(Zn)〈血清〉	検査材料名	金属用血清	血清	(*1)
13	1848	アルミニウム(Al)				
13	1918	セレン(Se)				
13	1852	マンガン(Mn)〈血清〉				
13	1855	ニッケル(Ni)				
14	1860	クロム(Cr)〈血清〉				
37	2136	カルシトニン(CT)	検査方法	ECLIA	ECLIA	ビオチン干渉を改良した試薬へ変更
			ビオチンにおける留意事項	(削除)	ビオチンを1日5mg以上投与・摂取している患者からの採血は、投与後、少なくとも8時間以上経過してから実施してください。	
37	6967	副甲状腺ホルモンwhole(whole PTH)	検査方法	ECLIA	ECLIA	
			ビオチンにおける留意事項	(削除)	ビオチンを1日5mg以上投与・摂取している患者からの採血は、投与後、少なくとも8時間以上経過してから実施してください。	
48	2416	CA72-4	検査方法	ECLIA	ECLIA	
			報告下限	0.5 U/mL 未満	1.5 U/mL 未満	
			ビオチンにおける留意事項	(削除)	ビオチンを1日5mg以上投与・摂取している患者からの採血は、投与後、少なくとも8時間以上経過してから実施してください。	

(\*1) 微量金属検査の検体採取は、コンタミネーション防止のため専用採血管「金属分析用容器(血清):68番」にて採取し、採取後は別の容器に移さず専用検体としてご提出ください(同じ容器を用いる項目は同一検体でも可)。

なお、微量金属検査以外の汎用項目も同時にご依頼いただく場合は、微量金属検査用(容器番号 68)および汎用項目用(容器番号 01)の2種類の採血管でご依頼ください。

※ その他の検査要項に変更はございません。

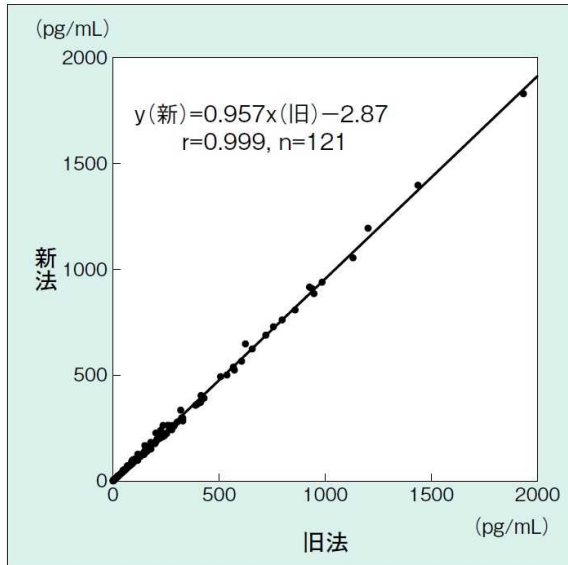
頁	項目 コード	検査項目名	変更箇所	新	旧	備考
51	2251	遊離 HCG- $\beta$ (HCG- $\beta$ サブユニット) 〈血清〉	検査方法	CLIA	IRMA(ビーズ固相法)	現行試薬の 販売中止      (5頁参照)
			検体量	血清 0.3 mL	血清 0.4 mL	
			基準値	0.28 ng/mL 未満	0.1 ng/mL 以下	
			報告下限	0.28 ng/mL 未満	0.1 ng/mL 以下	
			報告上限	2,000 ng/mL 以上	999,000 ng/mL 以上	
			報告桁数	小数 2 位、有効 3 桁	小数 1 位、有効 3 桁	
			所要日数	3~5 日	3~6 日	
79	3500	ミオグロビン〈尿〉	検査方法	CLEIA	RIA	現行試薬の 販売中止      (5頁参照)
			基準値	2.0 ng/mL 未満	10 ng/mL 以下	
			報告下限	2.0 ng/mL 未満	10 ng/mL 未満	
			報告桁数	小数 1 位、有効 3 桁	整数、有効 3 桁	

※ その他の検査要項に変更はございません。

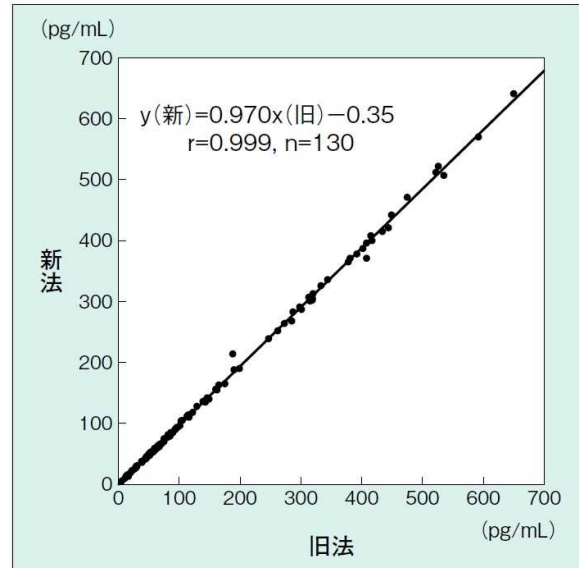
## カルシトニン、whole PTH、CA72-4／新旧二法の相関

測定試薬を同一メーカーが販売するビオチン干渉を改良した試薬に変更いたします。ビオチンにおける留意事項および報告下限(CA72-4のみ)が変更となります。

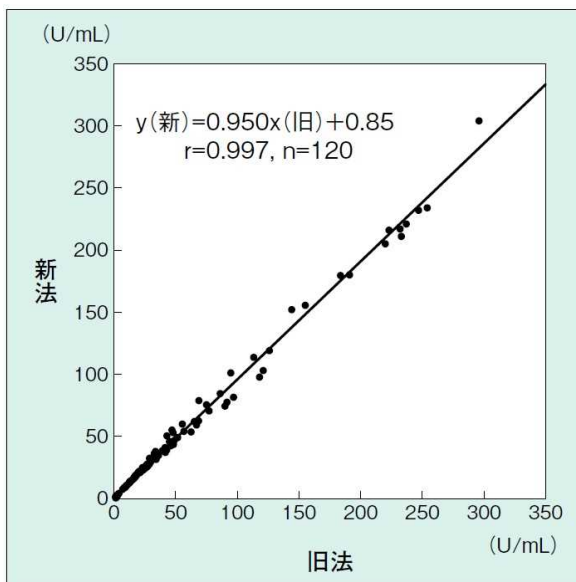
### ●カルシトニン



### ●whole PTH



### ●CA72-4

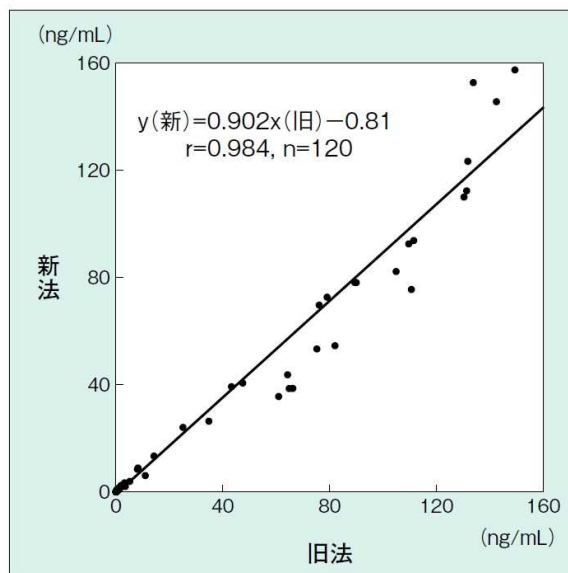


(LSI メディエンス検討データ)

## 遊離 HCG-β (HCG-β サブユニット)〈血清〉

現行試薬の販売中止に伴い、CLIA法試薬に変更いたします。新法は旧法同様に、遊離型のHCG-βのみを測定します(LHとの交差反応は認められません)。また、測定試薬の添付文書記載値を新基準値とします。

### ■新旧二法の相関



## ミオグロビン〈尿〉

現行試薬の販売中止に伴い、CLEIA法試薬に変更いたします。なお、測定試薬の添付文書記載値を新基準値とします。

検体は旧法同様に、必ず安定化剤入り専用容器(容器番号73)にてご提出ください。

### ■新旧二法の相関

